

「必要保障額」の算定

いま、社長に万が一の事があった場合、どのくらいの保障が必要かご存知でしょうか。

経営者や役員は、企業経営において重要な役割を担っており、万が一の事があった場合、企業に与える影響は多大になることが予測されます。

しかし、「保障」という単語から「保険」という単語を連想し、話題として敬遠される経営者の方も少なくはありません。

今回は、なぜこの「必要保障額」の算定が必要なのかを、架空の法人を例にご説明いたします。

具体例

月間固定費	250万円	報酬月額	40万円
借入金	3,000万円	在任年数	25年
買掛金・未払金	300万円	(*) 納税準備資金 ある一定の算式のもと、計算されます。計算式は、条件により差異が生じますので、ご紹介は省略させていただきます。	
現金・預金・売掛金	500万円		
納税準備資金(*)	2,424万円		

① 企業を守る資金



右図は、上記法人の場合に必要な保障額(企業を守る資金)です。経営者・役員に万が一の事があった場合、売上の減少から借入金返済や人件費支払の滞りが発生しないように、当面の資金を準備する必要があります。

① 運転資金	1,500万円
② 借入金返済資金	3,000万円
③ その他負債	300万円
④ 現金化可能資産	500万円
⑤ 納税準備資金	2,424万円
計	6,724万円

② 家族を守る資金



役員の退職金は、一般の社員とは異なり、報酬月額・在任年数等から計算します。また、創業者ともなると、会社への功労もあり、ある程度の上乗せが適当とされています。

① 退職慰労金	3,200万円
② 功労加算金	960万円
③ 弔慰金	240万円
計	4,400万円

まとめ

今回例示した法人では、必要保障額として1億1千万ほどが必要と分かります。

当事務所では、このような取り組みにも重点を置き、お客様に万が一の事があった場合への備えもご提案させていただいております。

基本的には、決算期前後に作成の上、ご説明させていただいておりますが、それ以外の時期でも作成は可能ですので、詳細は担当者までお尋ねください。